

平成 26 年 3 月

中播衛生施設事務組合

## 組合発注契約からの暴力団排除の徹底について

(建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務・物品役務)

本組合が準用する福崎町暴力団排除条例に基づき、組合の契約から暴力団及び暴力団員並びにこれらと密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）の排除を徹底するため、平成 26 年 4 月 1 日に「中播衛生施設事務組合が行う契約事務等に関する暴力団排除措置要綱」を施行します。

については、下記のとおり取り組むこととしますのでご協力いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 契約締結時の「誓約書」の徴取

契約金額（変更契約が生じた場合にあつては、変更後の金額）が 130 万円（税込）を超える組合との契約について、組合と契約を締結する際に、契約の相手方から自身や役員等が暴力団等に該当しないことなどについての「誓約書」の提出を求めます。

「誓約書」の提出がない場合、組合は契約を締結しません。

工事請負契約の場合、元請業者は、下請契約（2 次以下の下請契約も含む。以下同じ。）の契約金額（一の契約に係る複数の下請契約を同一の受注者との間で締結した場合には、その合計金額）が 130 万円（税込）を超えるときには、当該下請契約の受注者に誓約書を提出させ、当該誓約書の写しを速やかに組合へ提出してください。

元請業者が下請契約の受注者に提出させた誓約書の写しを正当な理由なく提出しない場合には、工事着手が円滑に行えないため履行遅滞等になる場合もあります。また、当該誓約書の写しの提出がなく、暴力団を利する行為をし、又はそのおそれがあると認められるときには、契約の解除、入札参加停止等の措置を講じることもあります。

## 2 組合の取り組み姿勢

- (1) 組合は、暴力団等に該当する者と契約しません
- (2) 組合との契約の受注者が暴力団等であることが判明した場合、組合は契約を解除します
- (3) 契約の履行にあたり暴力団等から不当介入を受けた場合、組合に報告するとともに、警察に届け出て捜査に協力するよう求めます

## 3 不当介入があった場合の対応

本組合は、平成 26 年 3 月 26 日付けで本組合が行うすべての契約等から暴力団員等による不当介入の排除手続きや暴力団関係業者の排除を徹底するため、また、兵庫県姫路警察署及び兵庫県福崎警察署（以下「警察署」という。）との連絡協議体制の確立のため、警察署と「中播衛生施設事務組合が行うすべての契約等からの暴力団等の排除に関する合意書」を締結しました。

暴力団等から組合との契約の履行に際して、工事の妨害その他不当な要求（以下「不当介入」という。）を受けた場合及び下請契約・再委託契約等の相手方が暴力団等から不当介入を受けたことを知った場合には、組合に報告し、かつ警察に届け出てください。

不明な点がある場合は組合事務局までお問い合わせください。

中播衛生施設事務組合 事務局

☎ 0 7 9 0 - 2 2 - 4 2 1 0